

令和7年 10 月 10 日(金曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

「野々市市いじめ防止条例(案)」に関するパブリックコメントの実施について

本市では、「野々市市いじめ防止条例」の制定に向けて、有識者や関係機関の代表者等で構成する委員会での検討を重ねながら、条例（案）を取りまとめました。その内容について、皆様からのご意見を募集します。

■ 条例（案）の名称

野々市市いじめ防止条例（案）

■ 条例制定の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策等に関する基本理念や基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

■ 意見を募集する期間

令和7年 10 月 10 日（金）から 11 月 10 日（月）まで

■ 条例（案）の公表方法

市ホームページのほか、市役所 3 階 教育部教育総務課窓口でご覧いただけます。

■ 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファクシミリ、窓口での書面提出

※ 電話や口頭での意見は受付できません。

お問い合わせ先

野々市市教育委員会

教育部教育総務課 担当：谷本 TEL：2 2 7－6 1 6 2

～関連するSDGsのゴール～



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS